

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 4 年 2 月 1 8 日（諮問第 1 5 7 号）

答申日：令和 4 年 7 月 5 日（答申第 1 5 7 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求は却下されるべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 3 年 9 月 3 0 日付けで北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った「令和 3 年 5 月 1 3 日の市議会「建設建築委員会」において、山内涼成委員の質問に対して都市計画課長は「基本的に市の中でそういう法律の専門所管部局がございましてそういう意見をお聞きしたところ」と答弁している。それに関する都市計画課と専門所管部局との照会回答協議の事蹟 添付資料（「建設建築委員会記録（NO 5）」の抜粋 3 枚） 上記のうち、都市計画課所管分」を対象とする行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、同年 1 0 月 1 4 日付け北九建都計都第 1 6 2 6 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った全部開示決定（以下「原処分」という。）について、隠蔽されているので全ての行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 令和 3 年 9 月 3 0 日付けの行政文書開示請求に関する行政文書の全ての開示を求める。
- (2) 前記(1)の文書が隠蔽されている。
- (3) 令和 3 年 1 0 月 2 9 日付け北九建都計都第 1 7 7 7 号「行政文書一部開示決定通知書」によって私に開示した行政文書によれば隠蔽は明白である。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 3 年 9 月 30 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求があり、それに対し、同年 10 月 14 日付けで全部開示決定を行ったところ、これを不服として同年 10 月 21 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人が開示請求を行った本件請求文書については、処分庁から照会部分の開示を行った。処分庁の開示とあわせて、専門所管部署である総務局法制課から回答部分の開示を行っており、審査請求人が開示を求めている内容については、北九州市としてすべて開示しており、隠蔽はない。
- (2) 処分庁と総務局法制課で協議を行い、本件請求文書の内容について責任を有する課でそれぞれ開示することとし、双方足し合わせることで、北九州市として審査請求人が求める文書の開示に不足がないようにすることとした。
- (3) 令和 3 年 10 月 15 日付けの行政文書開示請求を受け、重複などは考慮せず都市計画課で保管している関係する全ての行政文書を開示しており、審査請求人の訴えの利益は消滅している。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 2 月 18 日 諮問の受付
- ② 令和 4 年 3 月 7 日 審議
- ③ 令和 4 年 4 月 18 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 4 年 5 月 9 日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和 4 年 6 月 29 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本審査請求について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

- 1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件請求文書の全部開示決定である原処分を行ったが、審査請求人がそれを不服とし、更に本件対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

2 本件対象文書について

処分庁は、総務局法制課と協議を行い、本件請求文書の内容について責任を有する課でそれぞれ開示することとし、双方足し合わせることで、北九州市として審査請求人が求める文書の開示に不足がないようにすることとし、令和3年10月14日付けで原処分を行っている。

そして、同月15日付けで審査請求人は別の行政文書開示請求を行い、これに対して処分庁は、同月29日付けで行政文書一部開示決定通知（北九建都計都第1777号）を行い、当該開示決定において、本件対象文書を審査請求人に対して開示している。

すなわち、審査請求人が求めている本件対象文書は、審査請求人自身が本件開示請求の後に行った別の行政文書開示請求により、既を取得していると認められることから、本審査請求の利益は喪失したといえる。よって、本審査請求はその利益がないというべきであるから、これを却下するのが相当であると考えます。

3 まとめ

以上のとおり、本審査請求はその利益がないため、前記第1のとおり、判断する。

4 当審査会会長の回避について

阿野会長から、公平性・中立性の観点から、本審査請求の審査に加わることを回避したいとの申出があり、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

よって、同会長は、本審査請求の審査には関与していない。

5 付帯意見

(1) 行政の意思決定や政策判断がどのような理由や目的でなされたものか、それが手続面において関係法令等に従って適正になされたものかを示す行政文書の存在及びその公開は、市政に関し、市民への説明責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする情報公開制度の根幹をなすものである。

このことを踏まえた上で、実施機関は、行政文書の開示のほか、情報の提供に関する施策の充実、情報の公表に関する施策の充実等を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めることとされている。

(2) 本件開示請求において、処分庁は、同一の本件対象文書を保有する総務局法制課と協議の上で開示決定を行い、審査請求人に対して、処分庁としては一部空欄

となっている本件対象文書の開示を行っている。このことに対して、審査請求人が疑念を抱き本審査請求に至ったことは無理からぬことと考える。そして、その後に行われた同審査請求人からの別の行政文書開示請求を受け、処分庁はこれに対する開示決定を行い、その結果、空欄部分が埋められた本件対象文書を審査請求人に対して開示している。

このような処分庁の対応が、審査請求人に対して不信感を抱かせることにつながったことは否めない。

- (3) 処分庁にあっては、今後の開示請求及び審査請求の対応において、市民に対する説明責任が全うされるよう、より慎重かつ適切な対応が望まれる。

北九州市情報公開審査会

会長職務代理者	神	陽	子
委員	熊	谷	美佐子
委員	中	谷	淳子
委員	中	村	智美